

環境影響評価（環境アセスメント）に係わるお知らせ

「川崎天然ガス発電所」に係る環境影響評価方法書に対する意見の公表について

標記事業に係る市長意見を平成14年9月17日付けで公表したので、お知らせします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：川崎天然ガス発電株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 前島 博

主たる事業所の所在地

：東京都港区西新橋1丁目3番12号

2 事業者の名称及び種類

事業の名称：川崎天然ガス発電所

事業の種類：電気工作物の新設

3 事業を実施する区域

川崎市川崎区扇町12-1

新日本石油（旧日石三菱）株式会社 川崎事業所構内

4 市長意見の公表

平成14年9月17日（火）

「川崎天然ガス発電所」に係る環境影響評価方法書に対する意見

平成14年9月 川崎市

はじめに

「川崎天然ガス発電所」（以下、「対象事業」という。）は、川崎天然ガス発電株式会社（以下、「事業者」という。）が、川崎市川崎区扇町12番1号の新日本石油（旧日石三菱）株式会社川崎事業所構内の一部、約58,500㎡の敷地に、天然ガスを燃料とした出力計90万kWの火力発電所を建設する計画である。

事業者は、環境影響評価法に基づき「環境評価方法書」を作成し、平成14年5月17日に公告し、同日から6月17日まで縦覧を実施した。

事業者は市民等からの意見書の提出を受け、同方法書に対する「意見の概要」を作成しこれを神奈川県、川崎市等関連する自治体に送付した。

本市では、この概要を受理するとともに、平成14年7月22日付けで、神奈川県知事から川崎市市長あて「環境影響評価方法書への市長意見について」の照会があったことから、7月23日川崎市環境影響評価審議会に諮問した。

8月30日付けで本審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ市長意見を作成し、平成14年9月17日付けで次のとおり神奈川県知事あて提出したものである。

川崎市市長意見

「川崎天然ガス発電所」の環境影響評価方法書に係る知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

当計画は、川崎市の臨海地域の新日本石油株式会社川崎事業所構内に1号機40万kW、2号機50万kW計90万kWの火力発電所を建設しようとするものであるが、当該地域は、かつて大気汚染で最も注目された地域であり、現在においてもなお環境基準が十分に達成されているとは言えない地域である。そのため、市は、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく対策目標量を設定し、大気環境の改善に努めているところである。

この対策目標量においては、窒素酸化物について今後なお約1,000t/年の削減が必要とされている。これに対して、今回の事業計画は約330t/年の窒素酸化物を新たに排出しようとするものである。したがって、当該地域に立地を計画するに当たっては、計画の当初から市に削減計画ありきという条件の中で出発すべきことを認識し、公害対策について特段の努力が必要である。

個々の指摘については、以下の個別事項で述べる。

2 個別事項

(1) 大気質

ア 発電所の稼働状態について

本事業は、特定規模電気事業者等への電気の供給を目的に建設するものであるが、平成20年に運転開始を予定している1号機については、日中のみの稼働パターンを予定している。このことは、出力の上昇時や低減時に定常稼働時とは異なる排出条件となることから、これら非定常稼働の時間帯における排出諸元や時間の長さを明らかにすること。

また、今後の電力需要の変化によってどのような電力供給パターンが考えられるのかを明らかにすること。

イ 煙突の高さについて

1号機、2号機それぞれに59メートルの煙突の建設が予定されているが、これに近接して排熱回収ボイラー(約30メートル)やスチームタービン、ガスタービンなどの比較的高い建造物の建設が予定されているので、これら周辺建屋によるダウンウォッシュ、特に非定常の稼働状態における上昇過程排煙によるダウンウォッシュについて予測評価すること。

ウ 排出濃度について

計画による排出濃度設定の中で、脱硝効率については90%以上を予定しているが、この効率を長期にわたって維持するためには相当の費用と管理技術を要するものであり、排出濃度の常時監視が必要である。

また、この脱硝効率については、前述した非定常過程での効率について不安があるので、この条件での予測評価をすること。

エ 特殊気象条件における予測について

方法書の中では、強風時における煙突自体によるダウンウォッシュと上層逆転層形成時のトラッピングを予測の対象としている。しかし、当該施設の稼働に当たっては、前述した周辺建屋によるダウンウォッシュと臨海部における内部境界層によるフェミゲーションの方が影響としては重要視されるべきであると考えるので、これらについての予測評価を行うこと。

オ 工事用機材等の搬出入による影響について

タービン、発電機、変圧器等の大型機器は、船舶による海上輸送を計画しているが、輸送計画を明らかにし、船舶輸送による影響を含めて大気質に係る影響について検討すること。

(2) 冷却塔白煙

冷却塔については、事業概要の中ではほとんど記述がなされていない。

冷却塔設置計画を明確にし、船舶や自動車交通の障害になるような白煙の発生頻度、白煙の到達距離などを予測し、評価すること。

また、冷却水の中に防腐剤等の薬品を混入する場合には、その化学薬品名、使用量等を明らかにし、その影響についても予測評価すること。

(3) 水質

ア 施設の稼働に伴う排水については、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の環境への影響について、定量的に予測評価を行うこと。

イ 冷却塔のブロー水及びボイラーブロー水については、スライム防止剤、スケール防止剤等の添加剤が使用されることになっているが、どのような化学物質が使用されるかを明らかにし、これらの添加剤の公共用水域への影響について予測評価を行うこと。

(4) 景観

ア 本事業における煙突、タービン建屋等の配置、形状、色彩等については、「川崎市臨海部色彩ガイドライン」等に基づいて周辺環境との調和に配慮すること。

主要な眺望点からの眺望景観については、市街地からのみでなく、京浜運河及び東扇島的高速道路からの眺望景観についても考慮すること。

イ 気象条件により白煙が発生するため、この白煙が景観に及ぼす影響について、この白煙の発生状況を踏まえた季節・時期を設定し、予測評価を行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

発電所計画地は、製油所を撤去した跡地を利用するものであり、対象事業実施区域周辺には対象とすべき人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないことから、供用時の評価項目として選定しないとしているが、本事業に計画されている緑化地については、人と自然との触れ合いの活動の場としての配慮を組み込むなど、事業者として緑化に対するコンセプトを明らかにすることが望まれる。

(6) 廃棄物等

工事に伴う建設発生残土の搬出については、運搬ルート計画、工事の期間、時間帯など環境影響の調査・予測に必要な条件を明確にすること。

(7) 温室効果ガス等

二酸化炭素等の排出抑制に向けて、省エネルギー対策、排出ガス抑制及び蒸気の有効利用等の取り組みとその評価を明らかにすること。

参 考

環境影響評価に関する手続き経過

平成14年	5月16日	環境影響評価方法書受理
	5月17日	環境影響評価方法書の公告
	5月17日	環境影響評価方法書の縦覧開始
	6月11日	審議会（現地視察）
	6月17日	環境影響評価方法書の縦覧終了
	7月1日	意見書の提出締切り 2件
	7月22日	事業者意見概要書を送付
	7月22日	神奈川県知事から川崎市長あて「環境影響評価方法書への市長意見について」照会あり。
	7月23日	審議会あて諮問

川崎市環境影響評価審議会審議経過

平成14年	6月11日	審議会（現地視察）
	7月23日	市長から諮問
	7月24日	審議会（事業者説明及び審議）
	8月22日	審議会（答申案審議）
	8月30日	川崎市環境影響評価審議会から川崎市長あて 答申